

# 川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託プロポーザル実施要項

## 1. 目的

本町の3中学校を統合し、子どもの未来を見据えた最良の中学校を目指して、統合中学校整備計画基本方針及び統合中学校建設計画概要に基づく川崎町立統合中学校（以下「統合中学校」という。）を建設するにあたり、豊富な学校建設設計実績に裏づけられた豊かな創造性と高度技術能力を有し、かつ熱意をもって学校建設設計を行う意思のある設計業者を選定するために本プロポーザルを行う。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名称

川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託

### (2) 業務内容

統合中学校建設工事及びこれに附帯する外構工事等の基本・実施設計に関する業務及び建築確認申請等に関する業務とする。

### (3) 契約期間

契約締結の日から平成30年10月31日までとする。

（※可能な限り工期短縮に努めること）

（※各種必要申請業務及び建築確認済証取得までを含む）

### (4) 予算額

本業務に係る予算は90,000千円以内（消費税及び地方消費税含む。）とする。

### (5) 本業務実施上の留意事項

プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するためにその取組方法について提案を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な設計作業については、契約後、技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて協議のうえ実施するものとする。

### (6) 統合中学校の敷地

①建設地	福岡県田川郡川崎町大字川崎3670番外
②敷地全体面積	28,815㎡（登記簿面積）
③用途地域	指定なし
④建ぺい率／容積率	70％／200％

### (7) 建物想定規模等

①想定床面積	6,400㎡程度
②構造	RC造

- ③想定概算建設予算（予定） 1,800,000千円以内（校舎建設費）  
（消費税及び地方消費税含む。）

**(8) 予定事業スケジュール**

- ①設計業務期間 設計業務委託契約締結日の翌日より平成30年10月31日  
日まで（※可能な限り工期短縮に努めること）  
②建設工事期間 平成30年度から平成32年度（予定）  
③開校日 平成33年4月1日（予定）

**(9) 計画概要**

「統合中学校整備計画基本方針」及び「統合中学校建設計画概要」に基づくものとする。

**3. 設計者選定の概要**

**(1) 事業主体**

川崎町

**(2) 選定方法**

公募型プロポーザル方式

**(3) 募集及び選定スケジュール**

区分	項目	日程
一次 審 査	募集公告	平成29年7月4日
	実施要項等の配布	平成29年7月4日～7月19日
	参加表明書等の受付	平成29年7月4日～7月19日
	現場説明会	参加希望者に別途指示
	参加表明書等に関する質問受付	平成29年7月4日～7月11日
	参加表明書等に関する質問回答	平成29年7月14日まで
	一次審査	平成29年7月28日
	技術提案書等提出要請	平成29年8月2日
二次 審 査	技術提案書等の受付	平成29年8月2日～9月11日
	技術提案書等に関する質問の受付	平成29年8月2日～8月16日
	技術提案書等に関する質問の回答	平成29年8月22日まで
	ヒアリング審査	平成29年9月20日
	二次審査結果発表	平成29年9月27日

#### (4) 選定委員会

設計者の選定は、別に定める川崎町立統合中学校建設工事設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価に基づいて行う。

なお、選定委員会は委員構成10名以内による非公開とし、委員氏名については選定における公平性を確保するため、プロポーザル方式による設計者の特定後に公表する。

#### 4. 事務局

川崎町役場 防災管財課 防災管財係

〒827-8501

福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の2

TEL 0947-72-3000（代表） 内線 235、236

メールアドレス bousai-kanzai@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

#### 5. 参加資格

- (1) プロポーザルに参加する業者（以下「参加表明者」という。）は単体企業であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 川崎町立統合中学校建設工事と同等以上の学校建設工事の設計経験を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない、又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 平成29年度川崎町における測量・建設コンサルタント業務指名願書の受理をされた者であり、かつ地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。  
ただし、指名願書を未提出の者は、参加表明書等提出前に当該指名願書を提出しなければならない。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中、又は破産手続中でないこと。
- (8) 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び町税等の税の滞納がないこと。

- (9) 福岡県内に本社、支店、営業所を有し、入札・見積・契約締結・代金の請求と受領等の権限を本社代表から代理人（支店長・営業所長等）に委任されていること。
- (10) 川崎町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）に規定する暴力団等及び暴力団員等でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の条例に違反する行為がないこと。
- (11) 川崎町政治倫理条例（平成10年条例第11号）の規定に該当する業者でないこと。

## 6. 参加条件

- (1) 管理技術者は、一級建築士の資格を有し、参加表明者と直接かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。
- (2) 管理技術者は、統合中学校と同程度以上の学校建設設計業務に従事した実績を有していること。
- (3) 意匠・構造・積算・電気設備・機械設備の主任技術者は、統合中学校と同程度以上の学校建設設計業務に従事した実績を有していること。
- (4) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- (5) 電気設備及び機械設備の主任技術者は設備設計一級建築士の資格を有すること。
- (6) 管理技術者は、主任技術者を兼務してはならない。
- (7) 協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、協力事務所は他の参加表明者と重複することができない。
- (8) 主たる分担業務分野（平成21年1月7日国土交通省告示第15号における別添一の1の1のロ成果図書の（1）の（1）総合に係る部分をいう。）を再委託してはならない。
- (9) 有資格者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しないものであること。

※「管理技術者」とは「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※「主任技術者」とは管理技術者の下で分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※「協力事務所」とは業務の一部を委託し、又は請け負わせる事務所をいう。

## 7. 参加制限

次のいずれかの要件に該当する場合は、参加することができない。

- (1) 選定委員会の委員及びその家族
- (2) 選定委員会の委員及びその家族が自ら主宰し、又は役員、若しくは顧問等として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者

## 8. 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加表明者を失格とする。

- (1) 選定委員会委員と事務局等関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触、要求をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 実施要項の規定に違反すると川崎町長が認めた場合
- (4) 指定する様式（以下「様式」という。）によらない場合
- (5) 提出方法、提出先及提出期限に適合しない場合
- (6) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部が記載されていない場合
- (8) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
- (9) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたもの同一若しくは類似の提案、及び盗用した疑いがあると認められた場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

## 9. 費用負担

プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加表明者の負担とする。

## 10. 参加手続

### (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

#### ①配布方法

プロポーザルに係る書類等は川崎町ホームページから入手するものとする。  
または、希望する場合は事務局で CD を 1 社につき 1 枚を配布する。

#### ②配布時期

平成 29 年 7 月 4 日（火）から平成 29 年 7 月 19 日（水）までの期間  
ただし事務局での CD 配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

### (2) 参加表明書等の受付

プロポーザルに参加を表明する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

#### ①提出書類

- 1)参加表明書（様式 1 号）
- 2)設計事務所の概要（様式 2 号）
- 3)設計事務所の学校建設設計業務実績（様式 3 号）
- 4)管理技術者の経歴及び業務実績・事例（様式 4 号）
- 5)意匠主任技術者の経歴及び業務実績・事例（様式 5 号）
- 6)構造主任技術者の経歴及び業務実績・事例（様式 6 号）
- 7)積算主任技術者の経歴及び業務実績・事例（様式 7 号）
- 8)電気設備主任技術者の経歴及び業務実績・事例（様式 8 号）

9)機械設備主任技術者の経歴及び業務実績・実例（様式9号）

10)受託した場合のチーム編成（様式10号）

11)協力事務所の内容等（様式11号）

12)参加表明書等受領書（様式12号）

②受付期限

平成29年7月4日（火）から平成29年7月19日（水）まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前9時から午後4時30分までとする。

③提出方法

事務局へ持参により提出すること。

④提出部数及び方法

提出書類は、次の方法により整理して提出すること。なお、様式がA3サイズものはA4サイズにZ折して折り込むこと。

1)様式1号と様式12号は各1部提出すること。

2)様式2号から様式11号までは、各様式の次に各様式に必要な添付資料を添えて、左上1箇所をホッチキス留めし、様式2号から様式番号順に並べたものを2部提出すること。

⑤添付書類

各様式に添付する書類等については、次のとおりとする。

1)各様式に添付する書類ごとにホッチキス留めし割印をすること。

2)添付書類の最初のページに次のとおり証明をすること。

原本と相違ないことを証明します。

平成〇年〇月〇日

提出者 ㊟

3)添付書類ごとに、各ページの下部余白中央に（頁番号／頁総数）を表記すること。

⑥留意事項

1)参加表明書等提出時は、提出書類の不足等がない確認後に、参加表明書等受領書を交付するので終了まで待機すること。

2)提出書類に不足等がある場合は、参加表明書等の書類受領は行わない。  
提出書類に遺漏のないよう十分確認し提出すること。

(3) 参加表明書等に関する質問の受付

参加表明書等提出に関する質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書（様式13号）を作成し、次のとおり提出すること。

①受付期間

平成29年7月4日（火）から平成29年7月11日（火）まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前9時から午後4時30分までとする。

②提出方法

事務局に電子メールにより提出すること。なお、質問書の電子メール送信後に事務局に電話で受信確認をすること。

③質問に対する回答

平成29年7月14日（金）午後5時までに電子メールで送信する。なお電話等での対応は一切受付けない。

**(4) 技術提案書等の提出要請**

一次審査により選定された参加表明者（以下「技術提案書等提出者」という。）に技術提案書等提出要請を平成29年8月2日（水）午後5時までに、電子メールで通知し、あわせて郵送で別途通知する。また、一次審査により選定されなかった参加表明者には選出されなかった通知をする。

**(5) 技術提案書等の受付**

技術提案書は、次のとおり提出すること。詳細については「川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託プロポーザル技術提案書等作成要領」を参照にすること。

①提出書類

- 1)技術提案書（様式14号）
- 2)設計工程計画表（様式15号）
- 3)業務の実施方針（様式16号）
- 4)課題に基づく技術提案（様式17号）
- 5)参考見積書（様式18号）
- 6)技術提案書等受領書（様式19号）

②受付期間

平成29年8月2日（水）から平成29年9月11日（月）まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前9時から午後4時30分までとする。

③提出方法

事務局へ「選定通知書（技術提案書等提出要請書）」を持って持参により提出すること。

④提出部数

- 1)様式14号及び様式19号は各1部提出すること。
- 2)様式15号から様式17号までは15部提出すること。
- 3)様式18号は原本1部とコピー1部提出すること。

**(6) 技術提案書等に関する質問の受付**

技術提案書等提出者のうち、技術提案書等に関して質問のある者は、技術提案書等に関する質問書（様式20号）を作成し、次のとおり提出すること。

①受付期間

平成29年8月2日（水）から平成29年8月16日（水）まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時30分までとする。

②提出方法

事務局に電子メールにより提出すること。なお、質問書電子メール送信後に事務局に電話で受信確認をすること。

③質問に対する回答

平成29年8月22日（火）午後5時までに電子メールで送信する。なお電話等での対応は一切受けない。

**(7) ヒアリング審査の実施**

ヒアリング審査は、「川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託プロポーザルにおけるヒアリング審査実施要領」により実施し、ヒアリング審査は非公開とする。

1)実施日（予定）

平成29年9月20日（水）

時間・場所等はヒアリング審査の対象者に別途通知する。

2)出席者

説明員は5名以内とする。

様式4号に記載された管理技術者は必ず出席すること。

その他の説明員は、様式5号から様式9号までに記載された主任技術者で構成すること。

平成29年9月15日（金）午後4時30分までに「ヒアリング出席者届出書」を事務局に電子メールで提出すること。電子メール提出後は事務局に電話で受信確認をすること。

3)ヒアリングの内容

技術提案書の内容に沿ったヒアリングを実施する。

4)ヒアリングの実施順番と実施時間

ヒアリングの実施順番は技術提案書等受付終了順に順次抽選で決定する。

実施時間は「川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託プロポーザルにおけるヒアリング審査実施要領」による。

**(8) 二次審査結果の通知**

二次審査結果は、平成29年9月27日（水）午後5時までに、川崎町ホームページで公表する。

最優秀者1者及び優秀者1者に対して電子メールと合わせて文書で通知する。



## 1 1. 審査方法

審査は次のとおりとする。

### (1) 一次審査

参加表明者から提出された参加表明書等を採点し、採点結果に基づき上位から5業者程度を選定する。ただし、上位5業者の採点結果において一次審査評価項目における総配点の50%未満の採点結果となった参加表明者は二次審査に参加することはできない。

### (2) 二次審査

技術提案書等提出者より提出された技術提案書等及びヒアリングにより総合的能力を審査し、一次審査及び二次審査の評価項目における総配点の50%以上を獲得した技術提案書等提出者の中から、最優秀者1名と優秀者1名を選定する。

### (3) 審査項目及び配点割合等

評価項目		評価事項	配点割合
一次 審査 評価 項目	担当チーム能力	1.設計事務所の実績 2.技術者数及び有資格者数 3.管理技術者の能力 4.意匠主任技術者の能力 5.構造主任技術者の能力 6.積算主任技術者の能力 7.電気設備主任技術者の能力 8.機械設備主任技術者の能力 9.担当チーム編成	20%
二次 審査 評価 項目	担当チーム対応力	1.業務への取組体制 2.担当チームの特徴 3.実務実施上の配慮 4.工程計画、技術者配置計画の妥当性 5.業務に対する取組意欲	25%
	課題に基づく技術提案	1.提案の的確性・創造性・実現性 ①生徒の主体的な活動を支援する学校づくり 1)多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設 2)情報教育環境の充実した施設 3)特別支援教育の推進のための施設 ②安全でゆとりと潤いのある学校づ	50%

		くり 1)健康かつ安全で豊かな施設 2)施設のバリアフリー化 3)環境に配慮した施設 ③地域と連携した学校づくり 1)学校・家庭・地域との連携	
	経済性	参考見積書の価格評価	5%

**(4) 設計者特定報告書の公表**

設計者特定に関する報告書は、後日、川崎町ホームページで公表する。

**1 2. 委託契約の締結**

**(1) 契約の方法**

最優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行う。ただし、最優秀者との契約が合意にいたらなかった場合は、優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

**(2) 委託料の支払方法**

川崎町財務規則（平成22年川崎町規則第10号）に基づくものとする。

**(3) 契約保証金**

川崎町財務規則（平成22年川崎町規則第10号）に基づくものとする。  
 （契約金額の10%）

**1 3. その他**

- (1) 参加表明者は本要項に定める諸条件に同意した上で、本プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 参加表明者1者につき1提案とする。
- (3) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は日本国の標準時及び計量法（平成4年法律51号）に定める単位に限る。
- (4) 参加表明書等、質問状及び技術提案書等の作成、提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書等及び技術提案書等は、提出後の差替え及び再提出を認めない。  
 また、提出した書類に記載した技術者は変更できないものとし、ただし、病休・死亡・退職等極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を再配置し、かつ川崎町の実情を把握しなければならない。
- (6) 提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。
- (7) 提出された書類等は、委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 提出された書類等は、返却しない。

- (9) 提出書類の著作権は参加表明者に帰属するが、審査に必要な範囲内において無償で複製することができるものとする。
- (10) 川崎町は、最優秀者の書類を記録保存し、無償で公表する権利を有するものとし、それ以外の者の書類は公表しないものとする。なお前記12(1)ただし書きに該当する場合は優秀者の書類を無償で公表する権利を有するものとする。
- (11) 本プロポーザルにより設計業務を受注した者（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業者及び建設業者等との間に、次に掲げる事項が認められる場合は、当該製造業者及び建設業者等は、本設計業務に係る工事を請負うことができないものとする。
  - 1) 一方が他方に出資していること。（発行済株式総額の100分の50を超える株式を有している、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている。）
  - 2) 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねている。
- (12) 本プロポーザルにおいて、参加表明者が1者であっても本要項に基づき実施するものとする。
- (13) 本要項に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定するものとする。